

受付印

年月日
神戸市長
宛

法人番号

申告年月日
年月日

第二十号の三様式

神戸市の管理番号を記載してください。(0から始まる8桁の数字です)

平成28年1月1日以後に開始する事業年度、連結事業年度については、法人番号(13桁)を記載してください。

前事業年度末日現在のそれぞれの額を記載してください。
上段: 資本金の額又は出資金額、
中段: 資本金の額と資本準備金の額の合算額
下段: 資本金等の額
なお、上段()内には、当該事業年度又は連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在の資本金の額又は出資金の額を記載してください。
※通算子法人は、当該事業年度の開始の日の属する当該法人に係る通算親法人の事業年度開始の日から6月を経過し

前事業年度の法人税割額(※)を記載してください。
※修正申告により法人税割額が修正となっている場合は、この申告に係る事業年度開始日から6月を経過した日の前日現在での修正後の法人税割額となります。

過去の申告状況に基づき、当欄に記載済の申告書を送り送る場合がありますが、その内容から修正が加わっているときは、修正後の額に訂正してください。

①の欄の金額に6を乗じて得た金額を前事業年度又は前連結事業年度の月数で除した額を記載してください。
※通算子法人で、当該事業年度開始の日から6月経過日の前日までの期間の月数が6以外である場合には、分子の「6」

右下の「⑥の計算」に記載した均等割額の合計を記載してください。

・区名……事務所等・寮等が所在する区を記載します。
・区コード…記載不要。
・月数……その区に事務所等が所在した月数。
・従業員数…その区の事務所等の従業員数の合計。
・均等割額…その区の均等割額。なお、全区の合計額が⑥の額になります。

従業員数は必ず記載してください。

本店の所在地を記載してください。なお、本店が神戸市外に所在する場合は、神戸市内の主たる支店等の所在地も併記してください。

法人名を記載してください。

代表者の方の氏名を記載してください。

事業年度開始年月日と終了年月日を記載してください。

金額・年月日・従業者数など、単位区分(けた)のある欄の記載に際しては、単位区分(けた)に従って、その枠内に数字を記載してください。
また、記載する金額が赤字額(マイナス)であるときは、その金額の直前の単位(けた)に▲を記載してください。

神戸市内に所在する事務所等・寮等の名称・所在地を記載してください。記載しきれないときは、適宜、別紙に記載してください。

「前事業年度又は前連結事業年度の法人税割の明細」(⑨~⑱)欄
前事業年度又は前連結事業年度の確定申告書に記載した金額を記載してください。

⑩欄
単独法人(神戸市にのみ法人市民税の申告を行う法人)
⇒ ⑨上段 × 前事業年度の法人税割の税率
分割法人(2以上の市町村に法人市民税の申告を行う法人)
⇒ ⑩ × ⑨上段 ÷ ⑨下段

所在地 神戸市長田区二葉町5-1-32 (電話 078-647-****)	事業種目 製造業
法人名 株式会社 神戸	前期末現在の資本金の額 又は出資金の額 13 000 000
代表者氏名 神戸 一郎 中央 太郎	前期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額 13 000 000
代表者氏名 神戸 一郎 中央 太郎	前期末現在の 資本金等の額 13 000 000

前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額(⑨の金額)	①	1210000
予定申告税額(①×6÷前事業年度又は前連結事業年度の月数)	②	605000
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額	③	00
この申告により納付すべき法人税割額 ②-③	④	605000
均等割額 算定期間中において事務所等を有していた月数 150,000 円×⑤÷12	⑤	6月
この申告により納付すべき市民税額 ④+⑥	⑦	680000

名称 本店	事務所、事業所又は寮等の所在地 神戸市長田区二葉町5-1-32	神戸市分の均等割の税率適用区分に用いる従業員数 70
----------	------------------------------------	-------------------------------

前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細	この申告の期間	年月日から年月日まで
⑨ 課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	前事業年度又は前連結事業年度の期間	年月日から年月日まで
⑩ 法人税割額	通算親法人の事業年度の期間	年月日から年月日まで
⑪ 市町村市民税の特定寄附金税額控除額	法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	区名 月数 従業員数 均等割額
⑫ 税額控除超過額相当額の加算額	長田区 6 70 75000	
⑬ 外国関係会社等に係る外国関係会社等に係る控除対象所得額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額		
⑭ 外国の法人税等の額の控除額		
⑮ 仮装経理に基づく法人税割額の控除額		
⑯ 租税条約の実施に係る法人税割額の控除額		
⑰ 納付すべき法人税割額 ⑩-⑪+⑫-⑬-⑭-⑮		
⑱ 市のうち特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等に係る法人税割額		
⑲ 差引法人税割額 ⑰-⑱		

関与税理士
名 (電話)

均等割額を必ず記入してください。従業員数を必ず記入してください。